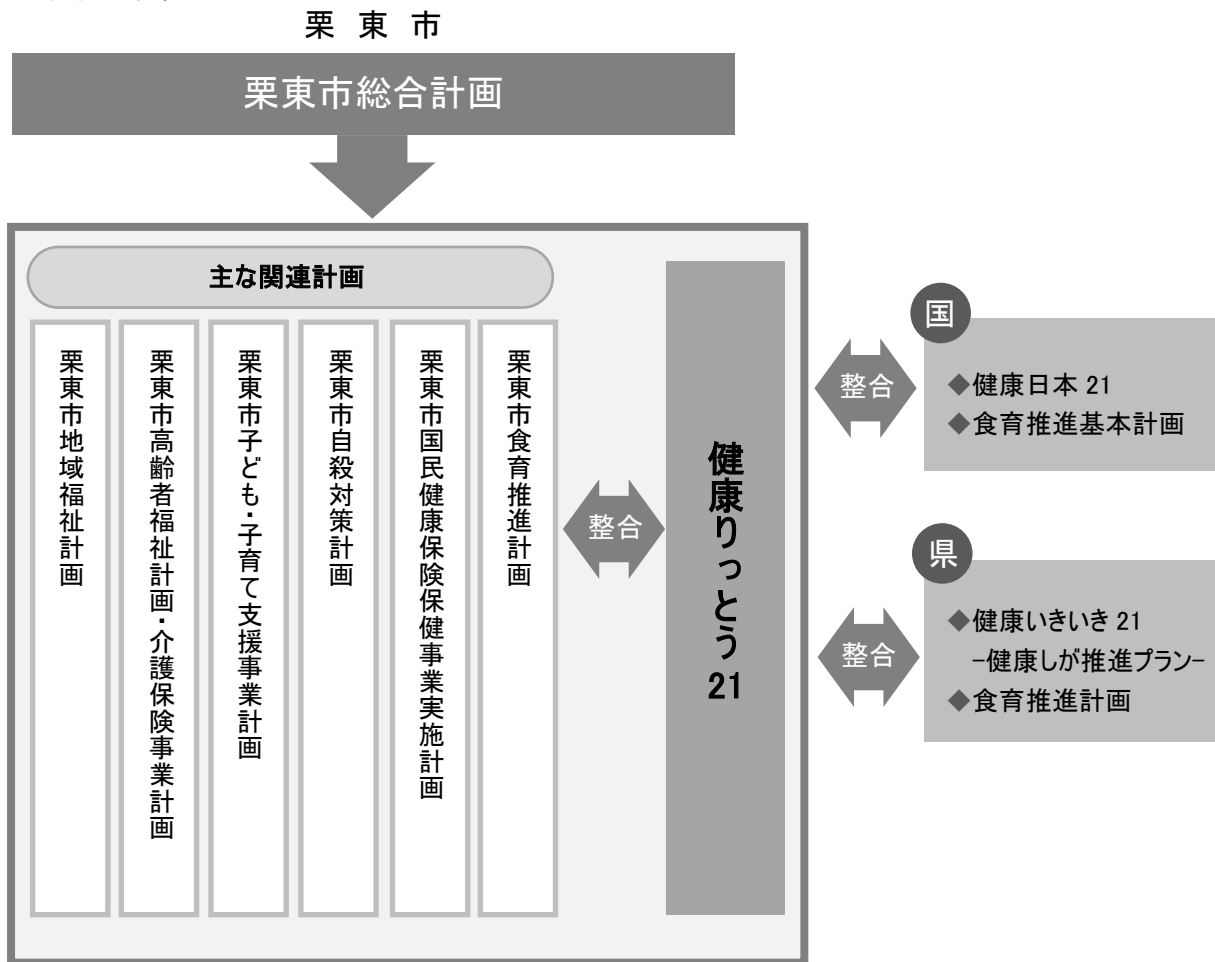


健康りっとう 21 の計画の位置づけ

次期計画は、「健康増進法」第 8 条に基づく「市町村健康増進計画」です。

「栗東市総合計画」を上位計画とし、「栗東市地域福祉計画」「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「栗東市子ども・子育て支援事業計画」「栗東市自殺対策計画」「栗東市国民健康保険保健事業実施計画」「栗東市食育推進計画」等の各種計画との整合を図りながら、市の健康増進施策を展開していくための計画です。

■計画の位置づけ



■計画の期間と見直し

	平成					令和															
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
第 1 次	← 中間評価と見直し →																				
第 2 次						← 中間評価と見直し →															
第 3 次						← 中間評価と見直し →															

